

証券コード 2762

2023年9月13日

(電子提供措置の開始日 2023年9月6日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目10番14号

株式会社SANKO MARKETING FOODS

代表取締役社長 長澤 成博

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第47期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sankofoods.com/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトに掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（SANKO MARKETING FOODS）または証券コード(2762)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年9月27日（水曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前11時（受付開始午前10時30分）
2. 場 所 東京都小平市美園町一丁目8番5号
ルネこだいら 小平市民文化会館 中ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第47期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）
計算書類報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する
場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示を
されたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インター
ネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。な
お、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の
行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎本株主総会において、お土産及びお飲み物のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- ◎株主総会終了後に、株主の皆様にご理解を深めていただくため、2023年8月28日に公表いたしましたグループ中期経営計画（2024年6月～2026年6月）の説明会を予定しておりますので、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2023年9月27日(水曜日)
午後7時まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

① ご注意事項

- ※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

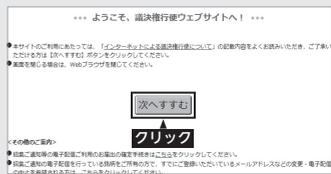
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

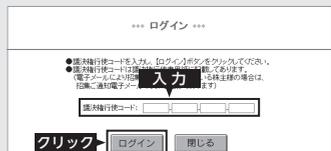
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、208百万円であります。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2023年1月に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の行使により3億56百万円を調達し、また、同年6月に第三者割当による新株式の発行により2億50百万円の資本調達を行いました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2022年7月1日付、総合食品株式会社の発行する全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社SANKO海商	60百万円	100%	水産仲卸、加工業
総合食品株式会社	149百万円	100%	水産物の売買、 受託輸出入

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長澤成博	株式会社SANKO海商代表取締役社長 総合食品株式会社代表取締役社長
取締役会長	平林隆広	有限会社神田コンサルティング取締役
常務取締役	富川健太郎	グループ経営管理本部長 株式会社SANKO海商取締役副社長
取締役	河野恵美	アイテ・カンパニー株式会社代表取締役
取締役	田中研次	有限会社坤ストゥーディオ代表取締役
常勤監査役	滝澤正樹	
監査役	三村藤明	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士 富士製薬工業株式会社社外監査役 マクニカ・ホールディングス株式会社社外監査役
監査役	山下貴	山下貴税理士事務所所長 萌インターナショナル株式会社監査役 公益財団法人国際科学振興財団監事 山形大学客員教授 株式会社セレ コーポレーション社外取締役 中央大学大学院法務研究科客員教授 早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師

- (注) 1. 取締役河野恵美、田中研次の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役滝澤正樹、三村藤明、山下貴の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役滝澤正樹氏は、上場企業における常勤監査役の経験があり、人事並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役三村藤明氏は、弁護士としての長年の経験により会社法制に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役山下貴氏は、税理士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役河野恵美、田中研次、監査役滝澤正樹、三村藤明、山下貴の5氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
7. 監査役三村藤明氏は2023年6月30日付でマクニカ・ホールディングス株式会社の社外監査役を退任しました。
8. 監査役山下貴氏は、事業年度末日後の2023年7月20日付で株式会社アガツマの社外取締役就任しております。
9. 2022年9月29日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって、取締役村上宜史及び常勤監査役平野雅昭の両氏は任期満了により、それぞれ退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、会計監査人及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）について填補することとしております。

(2) 役員の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

当社は2021年1月22日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期にわたる企業価値の持続的な向上を重視し、企業価値の持続的な成長に欠かせない優秀な人材の獲得・確保が可能となる報酬体系及び報酬水準であり、国、地域、男女の別を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とすることを基本方針とします。具体的には社内取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととします。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責に応じた職務遂行を促すための月例の固定報酬とします。具体的な各取締役の報酬額について、代表取締役社長が起案し、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。

- ③ 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
事業年度毎の業績目標の達成に向けて、成果を積み上げるための業務執行取締役を支給する業績連動報酬とします。
具体的な各取締役の報酬額は、事業年度毎の業績目標の達成度等に応じて、0または経常利益額の10%を上限として、各事業年度終了後に一括して支給することとします。目標となる業績指標とその値は、中長期計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行い、取締役会において決定します。
- ④ 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
中長期的な企業価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬とし、株主総会で決議された株式報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。
- ⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の取締役の報酬水準及び報酬の構成割合は、優秀な人材の獲得・確保が可能となる競争力のある報酬水準となるよう、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、ベンチマーク企業群の動向や当社業績を参考に決定します。
- ⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当社においては、個人別の上記報酬等の決定手続きについては、各報酬の決定方針に従い、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬額の種類の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (3)	31 (8)	31 (8)	- (-)	- (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	14 (14)	14 (14)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	10 (7)	45 (22)	45 (22)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年9月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名。）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年9月25日開催の第32期定時株主総会において、年額400百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役3名。）です。
3. 取締役（社外取締役を含まない。）の譲渡制限付株式報酬限度額は、2019年9月27日開催の第43期定時株主総会において、年額400百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は5名です。
4. 上記には、2022年9月29日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該法人等と当社との関係
- 取締役河野恵美氏は、アイテ・カンパニー株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - 取締役田中研次氏は、有限会社坤ストウディオの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - 監査役三村藤明氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナー、富士製薬工業株式会社及びマクニカ・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同所及び同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - 監査役山下貴氏は、山下貴税理士事務所の所長、公益財団法人国際科学振興財団の監事、萌インターナショナル株式会社の監査役、株式会社セレ コーポレーションの社外取締役、株式会社アガツマの社外取締役（2023年7月20日就任）、中央大学大学院法務研究科客員教授、山形大学客員教授及び早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師を兼務しておりますが、同所、同法人、同社及び同大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 河 野 恵 美	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主にPR・ブランディング戦略の観点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。
取締役 田 中 研 次	2022年9月の社外取締役就任後に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に飲食店舗のメニューや食品全般の味付けにかかわるコンサルタントとしての専門的な観点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。
監査役 滝 澤 正 樹	2022年9月の社外監査役就任後に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、2022年9月の社外監査役就任後に開催された監査役会10回の全てに出席し、人事総務・内部統制に関する深い知見から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。
監査役 三 村 藤 明	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。
監査役 山 下 貴	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、税理士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

現在生じている利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることにより、利益剰余金の欠損を填補したいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

1. 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 720,479,248円
2. 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 720,479,248円

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、業績回復に向けて経営体制を強化するため、取締役2名を増員し、取締役計7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なが さわ なる ひろ 長 澤 成 博 (1967年11月30日生)	1997年10月 株式会社光通信入社	21,500株
		2001年1月 ジェイフォン東日本株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 入社	
		2007年1月 当社入社 社長室長	
		2007年9月 取締役社長室長	
		2008年1月 取締役総合企画ユニット担当	
		2011年3月 常務取締役営業本部長	
		2011年5月 株式会社三光FCシステムズ (現 当社) 代表取締役	
		2013年2月 常務取締役執行役員経営管理本部長	
		2015年7月 常務取締役執行役員	
		2016年9月 取締役	
		2016年10月 株式会社レーサム入社 新規事業本部副本部長	
		2017年2月 株式会社WeBase代表取締役	
		2018年8月 取締役執行役員	
		2018年9月 代表取締役社長執行役員	
		2020年8月 代表取締役社長執行役員外食事業本部長	
2021年2月 代表取締役社長 (現任)			
2021年11月 株式会社SANKO海商代表取締役社長 (現任)			
2022年7月 総合食品株式会社代表取締役社長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】 外食産業を熟知していることに加え、他業界での経営者としての経験も有しており、事業を的確かつ迅速に質的転換させるために適任であると判断したためであります。			
2	ひら ばやし たか ひろ 平 林 隆 広 (1974年11月25日生)	1998年6月 当社入社	3,506,800株
		1998年6月 取締役	
		2002年4月 常務取締役社長室長	
		2002年6月 有限会社神田コンサルティング取締役 (現任)	
		2004年1月 代表取締役専務取締役営業本部長兼開発 本部長	
		2008年6月 代表取締役専務取締役営業ユニット担当	
		2008年7月 アジアンエイト株式会社 (現 当社) 代 表取締役	
		2013年9月 代表取締役社長開発本部長	
2017年10月 代表取締役社長執行役員			
2018年9月 取締役会長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】 当社で約20年以上取締役を歴任しており、今後の業績回復に向けてこれらの豊富な経営経験を活かすことができると判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	とみ かわ けんたろう 富川 健太郎 (1978年9月16日生)	<p>2003年10月 司法書士事務所入所</p> <p>2008年2月 当社入社</p> <p>2014年7月 人事総務部長</p> <p>2015年3月 社長室長</p> <p>2016年10月 執行役員社長室長</p> <p>2017年2月 執行役員社長室長兼サポートセンター長</p> <p>2017年9月 取締役執行役員社長室長兼サポートセンター長</p> <p>2020年10月 取締役経営管理本部長</p> <p>2022年10月 常務取締役経営管理本部長</p> <p>2023年1月 株式会社SANKO海商取締役副社長（現任）</p> <p>2023年8月 常務取締役グループ経営管理本部長（現任）</p>	3,200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社入社以来、法務・コンプライアンス及び広報・IR等の幅広い部門の経験があり、会社全体を俯瞰できる深い知見を持ち合わせております。リスクマネジメントの観点からその役割を担うことができると判断したためであります。</p>			
4	こう の え み 河野 恵美 (1966年11月20日生)	<p>1989年4月 株式会社リクルート人材センター（現株式会社リクルートキャリア）入社</p> <p>1997年2月 株式会社プチバトージャパン入社</p> <p>1997年9月 同社営業統括部長</p> <p>1999年3月 株式会社ファーストリテイリング入社</p> <p>2000年5月 同社マーケティング本部広報部長</p> <p>2003年8月 ナスステンレス株式会社（現 ナスラック株式会社）入社</p> <p>2004年1月 同社執行役員マーケティング本部長</p> <p>2004年10月 ホワイトトラッシュチャーミングズジャパン株式会社代表取締役社長</p> <p>2007年3月 株式会社ベリテ取締役マーケティング本部長</p> <p>2008年9月 アイテ・カンパニー株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2010年11月 株式会社リンクフローリスト取締役</p> <p>2011年2月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年10月 ワイマラマジャパン株式会社代表取締役社長</p> <p>2019年9月 当社社外取締役（現任）</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>PR・ブランディング戦略の立案、実施により企業価値の向上及び売上拡大を推進した経験を活かし、当社のブランド再生に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	たなか けんじ 田中 研次 (1968年6月14日生)	1988年3月 老舗イタリア料理店料理人 1997年10月 日清製油系レストラン総料理長 2004年2月 有限会社坤ストゥーディオ代表取締役(現任) 2022年9月 当社社外取締役(現任)	10,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 長年にわたり、国内外の著名レストランにて研鑽を積み重ね、数々の大手食品メーカーにてコンサルタントとして、レシピの提供及び商品の味付けに係る最終決定等に携わった経験を有しております。水産の6次産業化を目指す当社において、産地原料の付加価値化に必要な人材であると判断したためであります。			
6 ※	さえき たかし 佐伯 崇司 (1956年12月24日生)	1980年4月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行) 入行 1984年7月 大蔵省(現 財務省) 出向 1995年6月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行) 人事部 人事課長 1999年9月 アーサー・アンダーセン(現 KPMG 税理士法人) 入社 2005年9月 ロイヤルホールディングス株式会社 社執行役員 2006年6月 株式会社テンコーポレーション(現 ロイヤルフードサービス株式会社) 代表取締役社長 2010年6月 株式会社グルメ杵屋取締役 2010年6月 元気寿司株式会社代表取締役社長 2013年7月 株式会社グルメ杵屋専務取締役 2015年10月 株式会社グルメ杵屋レストラン代表取締役社長 2018年6月 金港青果株式会社(現 株式会社金港ホールディングス) 取締役(現任) 2022年2月 株式会社Office TSY代表取締役社長(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 外食企業の経営者を歴任していることに加え、総務・人事部門に関する知識も持ち合わせており、今後の事業の成長並びにコーポレートガバナンス等の強化に適任であると判断したためであります。			
7 ※	つち や たかなり 土屋 隆也 (1964年10月23日生)	1981年10月 和泉陸運有限会社入社 1989年10月 下田土地建物株式会社入社 1995年10月 有限会社下田不動産取引設立代表取締役 2016年9月 家業の漁師(現任) 2017年3月 株式会社金虎丸漁業代表取締役 2018年7月 伊豆漁業協同組合組合員(現任) 2018年7月 伊豆漁業協同組合柿崎支所柿崎船主会副会長(現任) 2021年4月 株式会社森建取締役(現任) 2022年6月 伊豆組合造船株式会社取締役(現任) 2023年5月 株式会社伊豆幸設立代表取締役(現任) 2023年5月 当社執行役員水産事業統括(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり静岡県下田において漁業に携わり、漁業に関する深い見識と経験を有していることに加え、全国の産地との強いつながりを持っており、当社が推し進める水産事業の成長に適任であると判断したためであります。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 河野恵美氏及び田中研次氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 河野恵美氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 田中研次氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、現行定款において、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者である河野恵美氏及び田中研次氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。取締役候補者である長澤成博氏、平林隆広氏及び富川健太郎氏ならびに社外取締役候補者である河野恵美氏及び田中研次氏の再任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。取締役候補者である佐伯崇司氏及び土屋隆也氏の就任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山下貴氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名（うち社外監査役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やました たかし 山下 貴 (1967年7月28日生)	1994年7月 下山紘邇税理士事務所入所 2004年5月 山下貴税理士事務所所長（現任） 2009年1月 萌インターナショナル株式会社監査役（現任） 2011年6月 サイバネットシステム株式会社社外監査役 2011年8月 公益財団法人国際科学振興財団監事（現任） 2014年4月 国立大学法人山形大学監事 2016年4月 国立大学法人山形大学客員教授（現任） 2018年12月 株式会社セレ コーポレーション社外取締役（現任） 2019年9月 当社社外監査役（現任） 2021年4月 学校法人中央大学大学院法務研究科客員教授（現任） 2021年4月 学校法人早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師（現任） 2023年7月 株式会社アガツマ社外取締役（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたる税理士及び監査役としての経験を有することから、財務会計及び内部統制に関する知見を持ち合わせており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山下貴氏は、社外監査役候補者であり、当社は、同氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しており、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

3. 山下貴氏は、現在当社の社外監査役であります。当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めており、監査役候補者である山下貴氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。監査役候補者である山下貴氏の再任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 兼職	地位 及 状況	所有する当 社の株式数
うちだよしき 内田芳樹 (1954年9月26日生)	1979年4月	東京銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	0株
	1988年8月	同行財務開発部部長代理	
	1992年5月	同行ロスアンゼルス支店課長	
	1998年3月	同行コンプライアンス室総括担当主任調査役	
	1999年4月	全国銀行協会コンプライアンス委員	
	2000年7月	アーサー・アンダーセンTLBA法務部門ディレクター	
	2001年5月	米国ニューヨーク州弁護士登録	
	2002年7月	KPMG ビジネスアシュアランス株式会社LRM部門COO兼取締役兼KPMGリーガル(日本) ヘッド	
	2003年7月	MDP ビジネスアドバイザー株式会社代表取締役(現任)	
	2012年9月	国際大学MBAコース非常勤講師	
2016年9月	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社監査役		
2020年10月	神戸大学大学院法学研究科GMAP客員教授		
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 金融機関、監査法人グループ企業での法務・コンプライアンス、及びM&Aに係る実務経験、並びに監査役としての業務経験から、財務会計及び内部統制に関する知見を持ち合わせており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田芳樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 内田芳樹氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めております。補欠監査役候補者である内田芳樹氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。補欠監査役候補者である内田芳樹氏が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

第47期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

1. 企業集団の現況
 - (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ①事業の経過及び成果
 - ②次期の見通し
 - (2) 財産及び損益の状況
 - (4) 対処すべき課題
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所等
 - (7) 従業員の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
3. 新株予約権等の状況
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
8. 連結貸借対照表
9. 連結損益計算書
10. 連結株主資本等変動計算書
11. 連結注記表
12. 貸借対照表
13. 損益計算書
14. 株主資本等変動計算書
15. 個別注記表
16. 連結計算書類に係る会計監査人監査報告
17. 会計監査人監査報告
18. 監査役会監査報告

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

株式会社SANKO MARKETING FOODS

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、2022年7月1日付で総合食品株式会社の全株式を取得し子会社化いたしました。第1四半期連結会計期間においては貸借対照表のみを連結し、第2四半期連結会計期間より損益計算書を連結しております。

当連結会計年度(2022年7月1日～2023年6月30日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策やワクチンの普及等により、行動制限が緩和され一時持ち直しの動向がみられておりましたが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な円安進行により物価高が続くなど依然として先行き不透明な状況が続いております。外食産業におきましては、行動規制の緩和により消費活動が活発となり回復傾向ではありますが、原材料価格や人件費及び光熱費等の高騰の影響もあり、予断を許さない経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、お客様の価値観や行動様式、ニーズが大きく変化する転換期であると認識し、大胆な変革を行う絶好の機会であると捉え、飲食事業で培った強みを活かし、2020年7月より水産の産地に入り、生産者とともに歩む「産地活性化プラットフォーム」として「価値ある食文化の提案」を行うべく、水産の6次産業化を成長基盤とするため事業構造の転換に取り組んでまいりましたが、この3年間でほぼ構造転換を完了いたしました。

水産事業においては、当社所有の漁船「辨天丸」が2023年5月、下田港より初漁に向けて出港し、その日の漁獲を当社直営店舗にダイレクトに卸す試みを開始いたしました。さらに、2023年4月に当社初となる水産物の小売店(鮮魚店)「漁港産直 積極魚食『サカナタベタイ』」(千葉県市川市 MEGAドン・キホーテ本八幡店内)を新規出店いたしました。「サカナタベタイ」では、近年魚食離れが進む我が国において、魚の食べ方、美味しさ、種類や旬などをお客様に知ってもらうため『漁港産直』の鮮魚だけでなく『積極魚食』を謳い、飲食店の料理人が監修するサカナ惣菜や希少部位、未利用魚などを無駄なく活用することで、「サカナタベタイ！」と若年者層から高齢者層まで幅広く支持されるお店づくりに努めてまいります。

飲食事業においては、業績回復が著しい「アカマル屋」が下表のとおり既存店2019年(コロナ前)同月対比で100%を超えるなど、コロナ禍で変化したお客様ニーズにマッチするブランドとして成長を続けております。また、「アカマル屋」はこれまで串焼きやおでん、煮込み料理を中心とした大衆酒場でお客様から好評を博しておりましたが、水産の6次産業化を目指す当社グループのシナ

ジー効果を最大化するため、「アカマル屋鮮魚店」を開発いたしました。「アカマル屋鮮魚店」は鮮魚店併設型の大衆酒場であり、沼津からの朝獲れ鮮魚や株式会社SANKO海商（浜松）、総合食品株式会社（豊洲）と連携した商品提供を行っております。また、まぐろの解体ショーを定期的実施するなど、連日お客様で賑わう新しいコンセプトの大衆酒場であります。同ブランドは、2022年4月に1号店を大宮（埼玉県さいたま市）、同年10月に大山（東京都板橋区）、2023年1月に溝の口（神奈川県川崎市）、同年6月に府中（東京都府中市）にそれぞれ出店いたしました。「アカマル屋」は、投資効率の高いブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、商圏及び立地条件を見極めたうえで積極的に出店してまいります。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年 （コロナ前） アカマル屋 売上高比	111.0%	95.2%	117.4%	129.5%	113.5%	113.1%
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	129.7%	129.2%	118.1%	121.8%	125.3%	117.4%

「金の蔵」など主に酒類を提供する飲食店につきましては、大型・空中階及び地下階の店舗を中心とする高固定費型店舗の大規模閉店と業態転換を進めたことにより事業構造の転換が完了いたしました。

また、官公庁等を中心とする食堂施設の運営受託事業は、「産地活性化プラットフォーム」として、農林水産省内の職員食堂である「あふ食堂」を中心に官公庁食堂群を活用し、全国自治体・各種団体と連携し全国産地の郷土料理や食材をテーマにしたイベント開催に取り組むことで食堂運営受託の枠を超えた、産地活性化への挑戦と食堂利用のお客様満足度を官民一体で両立させる取組みを推進いたしました。

こうした取り組みの結果、飲食事業部門として、コロナ禍の影響が漸次的に薄れた第2四半期以降、緩やかに売上が回復し、事業ユニットとして黒字転換を果たしました。

その他の事業では、2023年6月清掃事業を営む株式会社サンヘイ（東京都文京区）をグループ化することで除菌・清掃事業を起点とした飲食店等へのトータルサポート事業の安定的な事業基盤を獲得しました。

出退店につきましては、直営店8店舗及び運営受託店7店舗を閉店いたしました。また、新規出店につきましては、直営店5店舗、フランチャイズ店1店舗（海外ライセンス店）を新たに開店いたしました。これにより当連結会計年

度末における店舗数は、直営店39店舗（うち運営受託店11店舗）、フランチャイズ店（運営委託店舗含む）は海外（香港・タイ）4店舗、国内2店舗で計6店舗となりました。

財務面では、2023年1月に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の行使により3億56百万円を調達し、また、同年6月に第三者割当による新株式の発行により2億50百万円の資本調達を行いました。手元流動性を高めるとともに、調達資金を成長戦略へ投資することで確実な成長と業績の向上に努めてまいります。

以上により、売上高は71億19百万円（前年同期比195.3%増加）となり、営業損失は7億48百万円（前年同期は営業損失10億97百万円）となりました。また、経常損失は7億49百万円（前年同期は経常損失3億5百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は7億84百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失4億39百万円）となりました。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

区 分	第46期(前連結会計年度) (2022年6月期)		第47期(当連結会計年度) (2023年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ア カ マ ル 屋	558	23.2	1,254	17.6	695	124.4
焼 肉 万 里	212	8.8	236	3.3	23	11.2
金 の 蔵	254	10.5	231	3.3	△22	△9.0
運 営 受 託	458	19.0	488	6.9	29	6.5
水 産 事 業	408	16.9	4,151	58.3	3,743	917.0
そ の 他 業 態	517	21.5	754	10.6	237	45.8

② 次期の見通し

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への引き下げ決定により経済活動の回復傾向は見られますが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、円安等によるエネルギー・食料価格・人件費の高騰など不透明な状況が続いております。

経済活動・消費活動の回復から外食並びに水産ともに両市場は回復基調にあるなか、当社グループでは水産事業のサプライチェーン構築が順調に進み、漁船から豊洲市場、そして飲食店舗までの水産6次産業化プラットフォームが完成いたしました。

当社グループは、新たに「とる うる つくる 全部、SANKO」をスローガンとし、自らが漁船を持つ漁業者として魚を獲り（とる）、低利用魚や未利用魚、廃棄部位等を活用した独自の商品開発を推進することで魚の価値を最大化し（加工=つくる）、飲食・小売事業者として魚を販売する（うる）ことで、「産地活性化プラットフォーム」として、オンリーワンのビジネスモデルを展開し、新たな市場を開拓（市場の創造=つくる）してまいります。当社グループは、こうした取り組みが、お客様の魚食離れの歯止めになるきっかけになるだけでなく、衰退する我が国の漁業を再興させるものになると考えております。

今後は、水産事業と飲食事業が一体となってグループシナジーを創出するため、漁業への取り組み、水産資源の最大化を図る商品開発、及びグループ全体の安定収益基盤となる「アカマル屋鮮魚店」や「サカナタベタイ」の出店等を推し進め、着実な事業の成長に取り組んでまいります。

以上から、2024年6月期の連結業績予想といたしましては、売上高110億円、営業利益30百万円、経常利益25百万円、親会社株主に帰属する当期純利益15百万円を見込んでおります。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2022年 6 月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (2023年 6 月期)
売 上 高(百万円)	2,410	7,119
経 常 損 失 (△) (百万円)	△305	△749
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△439	△784
1 株 当 た り (円) 当 期 純 損 失 (△)	△24.55	△40.94
総 資 産(百万円)	2,311	2,473
純 資 産(百万円)	559	375

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2020年6月期)	第 45 期 (2021年6月期)	第 46 期 (2022年6月期)	第 47 期 (当事業年度) (2023年6月期)
売 上 高(百万円)	7,391	2,102	2,002	3,034
経 常 損 失 (△) (百万円)	△1,998	△1,426	△246	△595
当期純損失 (△) (百万円)	△2,713	△1,817	△454	△720
1 株 当 たり 当期純損失 (△) (円)	△174.67	△114.48	△25.35	△37.59
総 資 産(百万円)	4,546	2,183	2,228	2,042
純 資 産(百万円)	1,997	488	534	416

(4)対処すべき課題

当社は、「総合居酒屋」への需要減少及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により前事業年度まで5期連続の営業損失を計上しております。なお、当社は2022年6月期より連結計算書類を作成しており、前連結会計年度において営業損失を計上しております。当連結会計年度においては、営業損失7億48百万円、経常損失7億49百万円、親会社株主に帰属する当期純損失7億84百万円を計上し、営業キャッシュ・フローは7億69百万円のマイナスとなりました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、今後の資金計画を検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はありません。以下に記載のとおり、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

①収益改善施策の実施

現在、当社グループは短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

イ. 水産事業の6次産業化モデルの構築

当社グループは、当社グループ独自の事業ポートフォリオの構築を目的として、既存事業とのシナジーを追求した水産事業の6次産業化モデルを構築いたします。

2020年12月に沼津我入道漁業協同組合（以下、「我入道漁協」といいます。）に加入し組合員となって以降、沼津で水揚げされた近海物の鮮魚や加工品等を、当社飲食直営店舗での提供のみならず、法人営業を行ない他の外食事業者並びに小売業者への販売経路を開拓しております。また、一般消費者に鮮魚の販売を行う等、水産事業の実績を積み重ねてまいりました。

2021年9月より、地方卸売市場沼津魚市場において当社が保有する買参権に

よる買い付けを開始、同年11月に子会社化した株式会社SANKO海商（静岡県浜松市）の水産仲卸・加工事業と沼津で行う水産事業の連携により、商品開発力を強化、同年12月に我入道漁協の組合員から漁業研修船兼自社運用品船として漁船を譲り受ける等、1次産業から2次産業の事業ポートフォリオ構築を進め、より一層地域に密着し信頼関係を深めることで地域生産者の課題解決に尽力してまいりました。また、2022年7月に豊洲市場で7社しかない水産物卸売会社（大卸）である総合食品株式会社（東京都江東区）を子会社化いたしました。

2023年4月には当社初となる水産物の小売店（鮮魚店）「漁港産直 積極魚食『サカナタベタイ』」（千葉県市川市 MEGA ドン・キホーテ本八幡店内）を新規出店、2023年5月に当社所有の漁船「辨天丸」が下田港より初漁に向けて出港いたしました。

当社グループは、これからも全国の産地に入り込み、地域の皆様（地元漁師や漁協その他水産事業者、地方自治体等）と共に地域ビジネスの創出に取り組み、これまで飲食事業で蓄積した3次産業のノウハウを活かした「売れるものを創る」ことで、水産事業の6次産業化モデルの構築を引き続き進めてまいります。

当社は、当社グループのサステナビリティ基本方針に沿った持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を果たすべく、「生産者とともに歩む『産地活性化プラットフォーム』」を目指してまいります。

ロ. 店舗事業における収益基盤の再構築

（高効率、水産シナジー、ライセンス等）

テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。これまでの串焼きやおでん、煮込み料理を中心とした大衆酒場「アカマル屋」のほか、当社グループシナジーを最大化し、かつ、お客様に還元するための新業態として、「アカマル屋鮮魚店」を開発いたしました。「アカマル屋鮮魚店」は鮮魚店併設型の大衆酒場であり、沼津からの朝獲れ鮮魚や浜松の株式会社SANKO海商、豊洲の総合食品株式会社と連携したまぐろの解体ショーの実施など連日お客様で賑わう新しいコンセプトの大衆酒場であります。さらに2022年9月に新業態として「生もつ焼肉アカマル屋」（埼玉県さいたま市）を出店いたしました。これら「アカマル屋」のビジネスモデルは、高効率かつ高収益モデルのブランドであり、今後、商圈及び立地条件を見極めたうえで積極的に出店してまいります。また、大きな固定投資を伴わない受託事業では、今後もこれらの事業について慎重な出店判断を行ってまいります。さらに「東京チカラめし」につきましては、前連結会計年度に引き続き香港での出店に加え、2023年2月に「東京チカラめし」タイ1号店を出店いたしました。

今後もアジア地域でのライセンス契約獲得に取り組んでまいります。

ハ. コストの削減

当社グループの取り組みとして、引き続きコストの見直し及び削減をより強力に進めてまいります。具体的な取り組みとして、業務プロセス及びITシステムの見直しによって業務の省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化いたします。さらに本社費用等、様々な施策によりコストを削減いたします。

②財務基盤の強化

イ. 資本注入

2023年1月に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の行使により3億56百万円を調達し、また、2023年6月に第三者割当による新株式の発行により2億50百万円の資本調達を行いました。調達した資金は、運転資金、新規出店資金及び新規事業資金等に充当してまいります。

ロ. 金融機関との関係強化

前述した収益改善施策の実施による営業収支の改善効果が現れるには一定の時間を要することから、今後も安定した資金繰り管理を目的として金融機関との関係強化と調達交渉に努めてまいります。

ハ. 運転資金の十分な確保

事業の利益管理をより一層強化し、また、経営環境の変化を慎重に見極めながら投資を実行し、確実な回収を実現することで、運転資金の十分な確保に努めてまいります。

以上のように、当連結会計年度において進める構造改革の効果が経常的に見込まれることから、収益改善及び財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業収支が改善する見込みであります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

当社は、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」、肉問屋直送の厚切り肉が名物の「焼肉万里」等の各業態を柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

また、水産事業を立ち上げ、消費者に最も近い飲食店舗の運営者としての経験を活かし、「水産の6次産業化」を展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2023年6月30日現在)

① 当社

本 店 東京都中央区
本 社 東京都新宿区
支 店 静岡県沼津市
店 舗 直営店39店舗 (東京都24店舗、神奈川県4店舗、千葉県2店舗、
埼玉県7店舗、静岡県1店舗、茨城県1店舗)

② 子会社

株式会社SANKO海商
本 店 静岡県浜松市
総合食品株式会社
本 店 東京都江東区

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
220名	+19名

② 当社の従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
163名	△3名	41.7歳	7.8年

(注) 従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在520名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社商工組合中央金庫	200百万円
株式会社みずほ銀行	70百万円
株式会社りそな銀行	47百万円
沼津信用金庫	44百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月17日開催の取締役会において、総合食品株式会社の発行する全株式を取得する決議及び同日付けで株式譲渡契約を締結し、2022年7月1日付で総合食品株式会社を子会社化いたしました。

2. 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,072,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,256,203株 (自己株式4,700株を含む) |
| (3) 株主数 | 23,539名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
平林隆広	3,506,800株	15.8%
株式会社 T L F	2,519,700	11.3
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	1,800,003	8.1
有限会社神田コンサルティング	1,581,900	7.1
平林実	1,432,500	6.4
平林実人	1,048,000	4.7
アサヒビール株式会社	623,500	2.8
楽天証券株式会社	221,700	1.0
株式会社 S B I 証券	205,151	0.9
山田真一	97,900	0.4

(注) 上記のほか、当社は自己株式を4,700株保有しております。また、上記持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

第5回新株予約権

発行決議の日	2023年1月4日
新株予約権の総数	50,000個
新株予約権の発行価額	総額 2,245,000 円 (本新株予約権 1 個あたり 44.9 円)
当該発行による潜在株式数	5,000,000株 (本新株予約権 1 個につき100株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は117.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は5,000,000株です。
行使価額	当初行使価額 211.5円
行使期間	2023年1月5日から2026年2月4日まで

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 ひかり監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2022年9月29日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の
監査業務に係る報酬等の額 | 34百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭そ
の他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容並びに同業他社及び同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項以外の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」及び「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員及び全従業員の行動規範とし、実効性のある内部統制の構築を推進する。

- ② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。
- ③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。
- ④ 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
- ⑤ 「行動基準」、「企業倫理綱領」及び「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録して、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。
- ② 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 取締役は、法令及び金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役及び執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価・分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
- ② 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害、及び風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する。
- ③ 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
- ④ 食の品質、安全、コンプライアンス、環境及び情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「情報管理規程」等を制定する。
- ⑤ ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンティンジェンシープランの整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく事業年度毎に見直しを行う。
- ② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別及び子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
- ③ 取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役 に配布される体制を整備する。
- ④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 業界や取引先のITへの対応状況及び社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制及びIT業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリクスを参考に「業務マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットライン）の子会社への適用及び当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動及び評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっては監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会は、取締役及び使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。
- ③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況及びその内容を監査役にすみやかに報告する。
- ④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正確な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査役が、取締役会を含む社内での重要な会議に出席し、また、社内各部門及び各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。

また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。

さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化にすみやかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応並びに監査役への報告を定期的に行っております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の状況

当期における取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

(2) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
- ② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監査及び店舗監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して取引先との契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、新規取引先に対しては反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,436	流動負債	1,239
現金及び預金	898	買掛金	373
売掛金	287	1年内返済予定の長期借入金	66
商品	107	未払金	210
原材料及び貯蔵品	41	未払費用	254
その他	108	預り金	101
貸倒引当金	△5	賞与引当金	2
		店舗閉鎖損失引当金	3
		その他	226
固定資産	1,037	固定負債	859
有形固定資産	373	長期借入金	319
建物及び構築物	267	リース債務	27
リース資産	27	退職給付に係る負債	104
その他	78	資産除去債務	129
無形固定資産	35	預り保証金	139
のれん	24	その他	139
その他	11	負債合計	2,098
投資その他の資産	628	純 資 産 の 部	
差入保証金	572	株主資本	364
関係会社株式	33	資本金	10
その他	24	資本剰余金	1,124
貸倒引当金	△2	利益剰余金	△770
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	9
		退職給付に係る調整累計額	9
		新株予約権	1
		純資産合計	375
資産合計	2,473	負債・純資産合計	2,473

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		7,119
売上原価		4,824
売上総利益		2,295
販売費及び一般管理費		3,044
営業損失		△748
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
貸倒引当金戻入益	0	
助成金収入	5	
受取手数料	2	
雑収入	5	13
営業外費用		
支払利息	4	
株式交付費	8	
雑損失	0	13
経常損失		△749
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
店舗閉鎖損失	0	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	3	
減損損失	23	28
税金等調整前当期純損失		△772
法人税、住民税及び事業税	15	
法人税等調整額	△3	11
当期純損失		△784
親会社株主に帰属する当期純損失		△784

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	50	932	△ 439	-	542
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	250				250
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	78	78			156
転換社債型新株予約権付社債の転換	100	100			200
減 資	△ 468	468			-
欠 損 填 補		△ 454	454		-
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△ 784		△784
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△ 40	192	△ 330	△ 0	△178
当 期 末 残 高	10	1,124	△ 770	△ 0	364

	その他の包括 利益累計額	新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額		
当 期 首 残 高	11	6	559
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			250
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			156
転換社債型新株予約権付社債の転換			200
減 資			-
欠 損 填 補			-
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△784
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 1	△ 4	△6
当期変動額合計	△ 1	△ 4	△ 184
当 期 末 残 高	9	1	375

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社SANKO海商
総合食品株式会社

連結範囲の変更

当連結会計年度において、総合食品株式会社の株式を取得し、子会社化したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

- ② 非連結子会社の数 2社
非連結子会社の名称 株式会社ジーエス
株式会社サンヘイ

連結の範囲から除いた理由

子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社の数
該当事項はありません。

- ② 持分法を適用しない非連結子会社の数 2社
持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社ジーエス
株式会社サンヘイ

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社SANKO海商及び総合食品株式会社の決算日は3月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式（持分法を適用しない非連結子会社）
移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法又は個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により
算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主に最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により
算定)を採用しております。

ハ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む) 10～18年

工具、器具及び備品 3～8年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回
収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

当社は、店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、居酒屋を中心とした飲食業や水産物などの販売業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該収益を認識しないこととしております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ハ. ヘッジ方針

金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法につきまして、従来、当社は車両運搬具、工具、器具及び備品に定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社が2022年6月期よりスタートした中期経営計画において、店舗事業の収益基盤の再構築と新規事業の創出を掲げており、新規店舗の増加が見込まれることとなったことから、固定資産の使用状況について改めて検討を行った結果、各事業資産の使用状況は安定的な稼働が見込めるため、使用期間にわたり均等に費用配分する定額法が使用実態をより合理的に反映できると判断したことによるとともに、当社グループの会計方針の統一を図ったことによるものです。

この変更による当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「リース資産」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」及び「預り保証金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	373百万円
無形固定資産	35百万円
差入保証金	572百万円
減損損失	23百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、次年度の予算及び事業計画を基礎としており、売上原価率、人件費等を主要な仮定として織り込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、翌連結会計年度においても当該感染症の影響は一定程度残るものの徐々に回復すると仮定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響は回復傾向にあるものの、一定の影響は継続すると見込まれ、また、経済環境等の変化など仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかとなったことから、見積りの変更を行いました。

この変更により、資産除去債務の残高が11百万円増加しておりますが、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	28百万円
その他（土地）	21百万円
計	49百万円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	10百万円
長期借入金	34百万円
計	44百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 502百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	神奈川県厚木市他	建物等	23

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグループピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグループピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物及び構築物15百万円、その他有形固定資産8百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については契約額、除却予定資産については、処分価額を0円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、0円として算定しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における
発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 22,256,203 株
- (2) 当連結会計年度の末日における
新株予約権の目的となる株式の種類及び総数
普通株式 4,025,000 株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。
未払費用及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。
長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金のうち、変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。

ハ. 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表価額 33百万円）は、次表には含まれておりません。（(注) 参照）

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金(*1)	554		
貸倒引当金(*2)	△0		
	554	544	△10
資産計	554	544	△10
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	386	374	△11
(2) 預り保証金	139	136	△3
負債計	525	510	△14
デリバティブ取引(*3)	—	—	—

(*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式（関係会社株式）	33

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	544	—	544
資産計	—	544	—	544
長期借入金	—	374	—	374
預り保証金	—	136	—	136
負債計	—	510	—	510

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び預り保証金

差入保証金及び預り保証金の時価については、合理的に見積もった入金又は支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から4年～15年と見積り、割引率は0.0%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	172百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円
見積りの変更による増加額(注)	11百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△43百万円
期末残高	152百万円

(注) 当連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に11百万円加算しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

店舗売上高	2,656
6次産業化 ※	4,151
その他売上高	311
顧客との契約から生じる収益	7,119
その他の収益	-
外部顧客への売上高	7,119

※ 6次産業化は、主に総合食品やSANKO海商を含む水産事業の売上であります。

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報の変更)

総合食品株式会社の連結子会社化に伴い金額的重要性が増したため、当連結会計年度より記載の方法を変更しており、「その他売上高」の一部を「6次産業化」に組み替えております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	287
契約負債 前受金	19

契約負債は、顧客からの前受金及びフランチャイズ契約締結時にオーナーから前受けする加盟金等に係る繰延収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 総合食品株式会社

事業の内容 水産物の売買並びにその受託輸出入

② 企業結合を行った主な理由

当社グループの強みは、漁業生産者であり飲食事業者である川上川下の両ポジションに位置することであり、「豊洲ポジション」の獲得は市場取引に関わる荷主や顧客との太いパイプラインの獲得につながります。また、総合食品株式会社の全株式取得により豊洲市場の集荷及び分配の機能を持つことで、水産事業6次産業化モデルの構築スピードは確実に向上し、収益の最大化に貢献できるものと判断し子会社化いたしました。

- ③ 企業結合日
2022年7月1日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 企業結合後の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したため、当社を取得企業としております。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
 総合食品株式会社の決算日は3月31日であります。総合食品株式会社のみなし取得日を2022年7月1日としており、かつ連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、2022年7月1日から2023年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
 現金 49百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 アドバイザリー費用等 8百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額
28百万円
- ② 発生原因
主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	412百万円
固定資産	24百万円
資産合計	436百万円
流動負債	285百万円
固定負債	130百万円
負債合計	415百万円

13. 1株当たり情報に関する注記
（1）1株当たり純資産額
（2）1株当たり当期純損失（△）

16円79銭
△40円94銭

14. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	901	流動負債	890
現金及び預金	599	買掛金	149
売掛金	95	1年内返済予定の長期借入金	10
原材料	38	リース債務	4
貯蔵品	1	未払金	192
前払費用	65	未払費用	231
未収入金	16	未払法人税等	16
その他	84	前受金	2
固定資産	1,140	預り金	99
有形固定資産	276	前受収益	97
建物	210	店舗閉鎖損失引当金	3
車両運搬具	0	資産除去債務	22
工具、器具及び備品	30	その他	59
リース資産	19	固定負債	736
建設仮勘定	14	長期借入金	234
無形固定資産	5	リース債務	19
商標権	4	退職給付引当金	105
ソフトウェア	1	資産除去債務	129
投資その他の資産	858	長期前受収益	44
関係会社株式	190	預り保証金	111
出資金	0	その他	91
長期貸付金	1	負債合計	1,626
関係会社長期貸付金	120	純資産	の部
差入保証金	540	株主資本	414
長期前払費用	8	資本金	10
その他	4	資本剰余金	1,124
貸倒引当金	△7	その他資本剰余金	1,124
		利益剰余金	△720
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△720
		繰越利益剰余金	△720
		自己株式	△0
		新株予約権	1
		純資産合計	416
資産合計	2,042	負債・純資産合計	2,042

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,034
売 上 原 価		1,066
売 上 総 利 益		1,967
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,564
営 業 損 失		△597
営 業 外 収 益		12
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	
助 成 金 収 入	5	
雑 収 入	3	
営 業 外 費 用		11
支 払 利 息	2	
株 式 交 付 費	8	
雑 損 失	0	
経 常 損 失		△595
特 別 利 益		4
固 定 資 産 売 却 益	4	
特 別 損 失		117
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	0	
店 舗 閉 鎖 損 失	0	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	3	
減 損 損 失	23	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	82	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6	
税 引 前 当 期 純 損 失		△709
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15	11
法 人 税 等 調 整 額	△3	
当 期 純 損 失		△720

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余 金合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 剰 余 金 繰 越 利益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	50	-	932	932	0	△ 454	△ 454
当事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	250						
新株の発行 (新株予約権の行使)	78	78		78			
転換社債型新株 予約権付社債の転換	100	100		100			
減 資	△ 468	△ 178	646	468			
欠 損 補 填			△ 454	△ 454		454	454
当期純損失(△)						△ 720	△ 720
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計	△ 40	-	192	192	-	△ 266	△ 266
当 期 末 残 高	10	-	1,124	1,124	0	△ 720	△ 720

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	-	528	6	534
当事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行		250		250
新株の発行 (新株予約権の行使)		156		156
転換社債型新株予約権 付社債の転換		200		200
減 資		-		-
欠 損 補 填		-		-
当期純損失(△)		△720		△720
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	△4	△4
当事業年度中の変動額合計	△0	△113	△4	△117
当 期 末 残 高	△0	414	1	416

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具備品 3～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、居酒屋を中心とした飲食業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法につきまして、従来、当社は車両運搬具、工具、器具及び備品に定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社が2022年6月期よりスタートした中期経営計画において、店舗事業の収益基盤の再構築と新規事業の創出を掲げており、新規店舗の増加が見込まれることとなったことから、固定資産の使用状況について改めて検討を行った結果、各事業資産の使用状況は安定的な稼働が見込めるため、使用期間にわたり均等に費用配分する定額法が使用実態をより合理的に反映できると判断したことによるものであります。

この変更による当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	276百万円
無形固定資産	5百万円
差入保証金	540百万円
減損損失	23百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社への投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	190百万円
その他流動資産（短期貸付金）	80百万円
関係会社長期貸付金	120百万円
貸倒引当金	6百万円
関係会社株式評価損	82百万円
関係会社貸倒引当金繰入額	6百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社への投融資については、実質価額が著しく低下した場合には、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び関係会社貸付金の回収可能性を勘案し、相当の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては、関係会社株式評価損82百万円及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金繰入額6百万円を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかとなったことから、見積りの変更を行いました。

この変更により、資産除去債務の残高が11百万円増加しておりますが、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 486百万円

(2) 保証債務

次の関係会社について、取引先からの仕入債務残高に対し、債務保証を行っております。

株式会社SANKO海商 5百万円

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

総合食品株式会社 58百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 87百万円

短期金銭債務 19百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 11百万円

売上原価 90百万円

販売費及び一般管理費 5百万円

営業取引以外の取引高 3百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	神奈川県厚木市他	建物等	23

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が

継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物15百万円、工具、器具及び備品5百万円、車両運搬具2百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については契約額、除却予定資産については、処分価額を0円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、0円として算定しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 4,700株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	217百万円
繰越欠損金	3,209百万円
その他	252百万円
繰延税金資産小計	3,679百万円
評価性引当額	△3,673百万円
繰延税金資産合計	6百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△6百万円
繰延税金負債合計	△6百万円

繰延税金負債の純額 -百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
法人主要株主等	EVO FUND (注3)	英国領ケイマン諸島	1米ドル	投資事業	(被所有)直接8.1%	増資の引受	新株予約権付社債の転換(注1)	50	—	—
							新株予約権の行使(注2)	75	新株予約権	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)

新株予約権付社債の転換は、2023年1月4日に発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換であります。

(注2)

新株予約権の行使は、2023年1月4日に発行された第5回新株予約権の行使によるものであります。なお取引金額欄には、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

(注3)

EVO FUNDは、2023年5月に主要株主となり、2023年6月に主要株主でなくなりました。そのため取引金額については、関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

また、議決権の所有（被所有）割合については2023年6月30日時点の割合を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社SANKO海商	静岡県浜松市	60	鮮魚及び魚介類、海産物の小売、卸売業、水産物の加工業他	(所有)直接100.0%	役員 の兼任 資金の貸付	増資の引受(注1)	100	—	—
							資金の貸付(注2)	120	その他流動資産 関係会社 長期貸付金(注2)	80 120
							利息の受取(注2)	3	前受収益 長期前受収益	0 1
							当社の銀行借入金に対する土地・建物の担保提供(注3)	44	—	—
子会社	総合食品株式会社	東京都江東区	149	水産物卸売業、水産物及びその加工製品の売買並びにその受託及び輸出入他	(所有)直接100.0%	役員 の兼任	増資の引受(注4)	100	—	—
							債務保証(注5)	58	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)

当社が株式会社SANKO海商の行った第三者割当増資を引き受けたものであります。なお、増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資であります。

(注2)

資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。上記貸付金に対し、当事業年度において、貸倒引当金6百万円を計上しております。また、当事業年度に6百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注3)

当社の銀行借入金に対する担保として、株式会社SANKO海商が保有する土地・建物等を金融機関の担保に供しております。取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。保証料の支払はありません。

(注4)

当社が総合食品株式会社の行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

(注5)

総合食品株式会社の銀行借入に対して債務保証を行っております。保証料は収受しておりません。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社TLF	東京都中央区	10	資産管理会社	(被所有)直接11.3%	株主	第三者割当増資(注)	250	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)

発行価格は、当該第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日(2023年5月23日)における当社株式の終値226円といたしました。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表11.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 18円62銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △37円59銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社SANKO MARKETING FOODS
取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 光 田 周 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 添 晶 子
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 柴 田 章 裕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社SANKO MARKETING FOODS

取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 光 田 周 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 添 晶 子
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 柴 田 章 裕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2022年7月1日から2023年6月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室、その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月28日

株式会社SANKO MARKETING FOODS監査役会

常勤社外監査役 滝澤 正 樹 ㊟

社外監査役 三 村 藤 明 ㊟

社外監査役 山 下 貴 ㊟

以 上